

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）
の申請に対する処理方針」の一部改正について
（概要）

令和5年9月
国土交通省自動車局

1. 背景

法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業ではないもの）については、営業所ごとに必要となる事業用自動車の車両数は、原則5両となっている。

また、同事業を展開するに当たって必要となる施設（営業所、休憩施設や車庫）には、事業の確実な実施や継続性などを担保する観点から、使用権原の期間（3年）や他の用途に使用される土地との明確な区画といった様々な要件が存在している。

他方、最低車両数の規定があることで、既存の法人タクシー事業者の事業の維持がままならなくなっている。また、地域実情や季節の繁閑等に応じて機動的にタクシーサービスを提供するニーズが高まっており、さらには、レンタサイクルや運転手が通勤に使う自家用車の駐車スペースなど、施設等を同事業以外の用途に有効活用するニーズが生じている。

今般、「ラストワンマイル・モビリティ／自動車交通 DX・GX に関する検討会」において、「柔軟に法人タクシー事業の維持や新規参入を行うことができるようにすること」及び「交通不便地域における機動的なサービスの提供を可能とするとともに、法人タクシー事業に係る施設等の有効活用を促進すること」とすべきであるとの提言がなされたことを踏まえ、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針」（平成13年8月29日付け国自旅第72号）について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 法人タクシー事業の許可又は事業計画の認可に当たっては、営業所ごとに原則5両の事業用自動車を配置することを求めているが、地域旅客運送サービスとしてのタクシー事業を確保・維持するために、これらの基準によることが困難と地方運輸局長が認める地域（営業区域、行政区画その他の単位により示すものとする。）については、例外的に1両以上5両未満とすることができることを明示する。
- (2) 法人タクシーの事業の許可又は事業計画の認可に当たっては、営業所に求めている要件を以下のとおりとする。
 - ・営業所の土地、建物について、申請者が3年以上の使用権原を有していることを求めているが、1年以上で足りることとする。

- (3) 法人タクシー事業の許可又は事業計画の認可に当たっては、自動車車庫に求めている要件を以下のとおりとする。
- ・原則として営業所に併設されていること（併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートルの範囲内にあること）を求めているが、遠隔点呼を行う場合においては、営業所から直線で2キロメートルを超える地点に自動車車庫を設置することも可能とする。
 - ・車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保されていることを求めているが、営業所に配置する事業用自動車の全てを確実に収容できれば足りることとする。
 - ・原則として他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであることとするが、自動車車庫の機能を果たすものである場合は、その一部を他の用途として使用することができるほか、他の施設の駐車場として供用されている土地を自動車車庫として使用することができることとする。
 - ・自動車車庫の土地、建物について、申請者が3年以上の使用権原を有していることを求めているが、1年以上で足りることとする。
- (4) 法人タクシー事業の許可又は事業計画の認可に当たっては、休憩、仮眠又は睡眠のための施設に関する併設要件や距離制限の要件を削除し、それらの施設に求めている要件を以下のとおりとする。
- ・原則として他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであることとするが、休憩、仮眠又は睡眠のための施設としての機能を果たすものである場合は、その一部を他の用途として使用することができるほか、他の施設の一部を休憩、仮眠又は睡眠等のための施設として使用することができることとする。
 - ・休憩、仮眠又は睡眠のための施設の土地、建物について、申請者が3年以上の使用権原を有していることを求めているが、1年以上で足りることとする。
- (5) 1両以上5両未満の事業用自動車により法人タクシー事業を行う場合にあっては、運行管理及び事業用自動車の車両の整備管理に関する体制が整備されていることを求めることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和5年10月

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針」の一部改正について
（概要）

令和5年9月
国土交通省自動車局

1. 背景

個人タクシー事業（道路運送法第4条に基づく許可を受けた個人のみが自動車を運転することにより事業を行うべき旨の条件が付された一般乗用旅客自動車運送事業）については、人口が概ね30万人以上のいわゆる流し営業が成り立つ都市を含む営業区域において、地方運輸局長等が認める場合に限って許可されている。

他方、法人タクシー事業者が撤退してしまった地域において、都市部で十分な経験を積み、地方部にUターン・Iターンなどをしようとする運転者が個人タクシー事業者として運送を担おうとしてもできない状況となっている。

今般、「ラストワンマイル・モビリティ／自動車交通DX・GXに関する検討会」において、「地方部にUターン等した個人タクシー事業の経験者についても個人タクシーの営業をできるようにすること」とすべきとの提言がなされたことを踏まえ、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針」（平成13年9月12日付け国自旅第78号）について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- （1）人口が概ね30万人以上の都市が含まれない営業区域においても、地域の実情を勘案して、地方運輸局長又は沖縄総合事務局長が必要と認める場合は、個人タクシーの許可又は事業計画の変更の認可ができることとする。
- （2）（1）の許可又は認可を行うに当たっては、申請日現在の年齢が80歳未満であることとする。
- （3）（1）の許可又は認可を行うに当たっては、申請者が申請日以前に1年以上の個人タクシーの経験を有していることを要件として求めることとする。
- （4）（1）の許可又は認可を行うに当たっては、申請者の年齢区分に応じて以下の項目を要件として求めることとする。
 - ① 申請日現在の年齢が75歳未満（ア又はイ）
 - ア 申請する営業区域が属する都道府県内に営業所を設置している法人タ

クシー事業者（以下「連携事業者」という。）による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携の締結又は連絡体制の構築がなされていること。

イ 申請する営業区域が属する都道府県内の個人タクシー事業協同組合又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業協同組合との連絡体制の構築がなされていること。

② 申請日現在の年齢が 75 歳以上
連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていること。

(5) (1) の許可又は認可を行うに当たっては、年齢が満 80 歳に達する日以降の更新は行わない条件を付すこととする。

(6) 地方運輸局長又は沖縄総合事務局長は、(1) の許可又は認可を受けた個人タクシー事業者（以下「個人タクシー事業者」という。）が地域交通のコミュニティに参画することを促進するために、以下の措置を講ずることとする。

① 個人タクシー事業者に対する地域公共交通会議をはじめとした地方公共団体と関わる機会への参画要請

② 地方公共団体交通部局への個人タクシー事業者情報の提供

(7) 個人タクシー事業の譲渡譲受について、譲渡人の資格要件を拡大し、申請日現在の年齢が 80 歳未満であれば事業譲渡ができることとする。なお、申請日現在の年齢が 75 歳以上 80 歳未満の場合は、60 歳以下の譲受人に限り事業譲渡の認可を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和 5 年 10 月

「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の
一部改正について
(概要)

令和 5 年 9 月
国土交通省自動車局

1. 背景

交通不便地域においては、自治体等が既存のタクシー事業者に乗合タクシーの運行を委託することが多いが、タクシー事業者が乗合タクシー事業（区域運行型乗合事業）を行うためには、当該事業者の常勤の役員が、タクシー事業の許可を取得した際と類似の法令試験を受験した上で、新たに乗合事業の許可を得る必要がある。

他方、重複感のある類似の法令試験を課されることが、乗合タクシーのスムーズな導入に支障を生じさせる一因となっている場合がある。

今般、「ラストワンマイル・モビリティ／自動車交通 DX・GX に関する検討会」において、「タクシー事業者が地域の実情に応じて、タクシー事業と乗合タクシー事業のいずれも選択できること」とすべきであるとの提言がなされたことを踏まえ、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」（平成 13 年 8 月 29 日付け国自旅第 71 号）について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受ける場合にあつては、同運行に必要な法令の知識を有するものとみなし、許可に係る法令試験を免除することができることとする。
- (2) (1) の場合においては、区域運行の態様に限定する許可条件を付すこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和 5 年 10 月

「旅客自動車運送事業における事業用自動車の併用等について」の制定について (概要)

令和 5 年 9 月
国土交通省自動車局

1. 背景

一般乗用旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の許可を取得して乗合タクシーサービスを提供する際には、一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両と一般乗合旅客自動車運送事業に使用する車両は、それぞれ別々に運用されていることが多い。

他方、乗合タクシーの需要が少なく、タクシーの需要が多い時間帯においては、乗合タクシー専用の車両はタクシー用に使うことができないため、事業者にとって運用効率が低下してしまうケースが存在する。

今般、「ラストワンマイル・モビリティ／自動車交通 DX・GX に関する検討会」において、タクシー・乗合タクシー間や貸切バス・乗合バス間の事業用車両について、「柔軟に車両の併用を行うことができる」ようにすべきであるとの提言がなされたことを踏まえ、また、旅客自動車運送事業における利用者利便の向上及び事業の効率化をより図っていく観点から、「一般旅客自動車運送事業における事業用自動車の併用等について」（平成 18 年 9 月 27 日付け国自総第 322 号、国自旅第 182 号、国自技第 149 号、国自整第 94 号）を廃止し、新たに「旅客自動車運送事業における事業用自動車の併用等について」を制定することとする。

2. 概要

1. 事業用自動車の併用について

- (1) 旅客自動車運送事業に係る新規事業許可、事業計画変更認可（一般乗合旅客自動車運送事業の運行の態様の追加を含む。）の申請書又は事業計画変更の届出書に、旅客自動車運送事業の事業用自動車と他の旅客自動車運送事業（一般乗合旅客自動車運送事業における他の運行の態様を含む。）に係る事業用自動車との兼営営業所における併用を行う旨が明記された場合には、旅客自動車運送事業の事業計画（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては運行計画を含む。）及び他の旅客自動車運送事業（一般乗合旅客自動車運送事業における他の運行の態様を含む。）の事業計画の遂行に支障のない範囲で認め、申請どおり許可、認可を行うほか、届出を受け付けることとする。
- (2) 旅客自動車運送事業において、他の旅客自動車運送事業（一般乗合旅客自動車運送事業における他の運行の態様を含む。）の事業用自動車を併用する場合は、以下の事項を事業者において十分確認するものとし、事業用自動車の併用に伴い、関係法令に抵触した場合並びに事業計画及び運行計画、業務の確保

に支障が生じ、旅客の利便その他の公共の福祉を阻害した場合の行政処分は、厳格に取り扱うものとする。

- ①旅客自動車運送事業の事業計画（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては運行計画を含む。）及び他の旅客自動車運送事業（一般乗合旅客自動車運送事業における他の運行の態様を含む。）の事業計画の遂行に必要な員数の運転者の確保、運行管理者の選任等、業務確保上支障が生じ、旅客の利便その他の公共の福祉を阻害しないこと
- ②路線を定める運行の場合にあつては、当該路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものを超えていないこと。それ以外の運行形態にあつては、最大定員を超えない車両を使用すること
- ③道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）等関係法令に抵触しないこと
- ④道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第65条第1号、第8号及び第9号の規定による車外表示を適切に行うこと

2. 事業用自動車の流用について

（1）一般乗合旅客自動車運送事業において行う他の運行の態様に係る事業用自動車の流用については、以下のいずれにも該当する場合に認めるものとする。

- ①原則として、一般乗合旅客自動車運送事業者が複数の運行の態様を兼営している営業所において、一時的な需要の増加等により運行しようとする態様の計画に係る事業用自動車不足の際に、異なる運行の態様の計画に係る事業用自動車を流用する場合。

ただし、車掌を乗務させない路線定期運行の事業用自動車として他の運行の態様の乗車定員11人以上の事業用自動車を流用する場合は、起点及び終点以外の場所において乗降する乗客がきわめて少なく保安上支障がないときに限って、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第55条第1項の認定（以下「基準緩和の認定」という。）を受けて流用できるものとする（車掌を乗務させない路線定期運行の事業用自動車として、保安基準第50条（ワンマンバスの構造要件）の規定に適合している他の運行の態様に係る事業用自動車を流用する場合を除く。）。

- ②路線定期運行又は路線不定期運行に流用する事業用自動車の大きさについては、当該路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は車両総重量を超えない事業用自動車に限るものとする。

（2）一般乗合旅客自動車運送事業用として行う他の旅客自動車運送事業用自動車

の流用については、以下のいずれにも該当する場合に認めるものとする。

①原則として、一般乗合旅客自動車運送事業者が一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を兼営している営業所において、一時的な需要の増加等により一般乗合旅客自動車運送事業用自動車不足の際に、一般貸切旅客自動車運送事業用自動車、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車又は特定旅客自動車運送事業用自動車を流用する場合。

ただし、車掌を乗務させない路線定期運行の事業用自動車として一般貸切旅客自動車運送事業用自動車又は特定旅客自動車運送事業用自動車を流用する場合にあつては、起点及び終点以外の場所において乗降する乗客がきわめて少なく保安上支障がないときに限って、基準緩和の認定を受けて流用できるものとする（車掌を乗務させない路線定期運行の事業用自動車として、保安基準第50条（ワンマンバスの構造要件）の規定に適合している他の旅客自動車運送事業用自動車を流用する場合を除く。）。

②流用する事業用自動車の大きさについては、2.（1）②を準用する。

（3）一般貸切旅客自動車運送事業用として行う一般乗合旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員11人以上）又は特定旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員11人以上）の流用について、以下のいずれにも該当する場合に認めるものとする。

①原則として、一般貸切旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を兼営している営業所において、一時的な需要の増加等により一般貸切旅客自動車運送事業用自動車不足の際に、一般乗合旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）又は特定旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）を流用する場合。

②当該事業用自動車の流用に当たっては、保安基準第12条第1項（制動装置：ABS及び補助制動装置）の規定に適合していることを確認するものとし、適合していない場合は流用できないものとする。

③高速道路等運行しない自動車として保安基準に適合している自動車の流用に当たっては、保安基準第12条第1項（制動装置：衝突被害軽減ブレーキ）、第22条（座席）、第22条の3（座席ベルト等）及び第43条の6（車線逸脱警報装置）の規定に適合していることを確認するものとし、適合していない場合は流用できないものとする。ただし流用後の運行経路に高速道路等を含まない場合はこの限りでない。

（4）2.（1）から（3）までにおいて事業用自動車を流用する場合は、以下の事項を事業者において十分確認するものとし、事業用自動車の流用に伴い、関係法令に抵触した場合並びに事業計画及び運行計画上、業務の確保に支障が生

じ、旅客の利便その他の公共の福祉を阻害した場合の行政処分は、厳格に取り扱うものとする。

- ①一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画及び運行計画並びに他の旅客自動車運送事業の事業計画の遂行に必要な員数の運転者の確保、運行管理者の選任等、業務確保上支障が生じ、旅客の利便その他の公共の福祉を阻害しないこと
- ②路線を定める運行の場合にあつては、当該路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は車両総重量を超えていないこと
- ③道路運送車両法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等関係法令に抵触しないこと
- ④施行規則第65条第1号、第8号及び第9号の規定による車外表示を適切に行うこと

ただし、営業所間の流用については、流用後の配置車両数に応じた運行管理者数の確保、自動車車庫の収容能力等を勘案し明確に運行管理体制が整っているものである場合に認めることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和5年10月

過疎地域における一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の 輸送力補完のための自家用自動車の有償運送の許可について （概要）

令和 5 年 9 月
国土交通省自動車局

1. 背景

AI 配車システムの普及の進展等により、デマンド型で運行される乗合タクシーによる輸送サービスは利便性・効率性の向上が見込まれており、ラストワンマイル・モビリティを担う交通手段として、今後に向けた期待が高まっている。

他方、区域運行型の一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合タクシー事業」という。）の導入が必要な交通不便地域においては、交通事業者が十分に車両等を有していないケースが存在している。

今般、「ラストワンマイル・モビリティ／自動車 DX・GX に関する検討会」において、「過疎地域において、乗合タクシーを展開するに当たって、地域公共交通会議等の協議が調った場合には、事業用自動車による輸送力を補完するために必要な範囲に限り、許可を受けた自家用自動車を輸送力補完のために活用することができる」ようにすべきであるとの提言がなされたことを踏まえ、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項及び第 4 3 条の過疎地域（同法第 3 条、同法第 4 1 条、同法第 4 2 条及び同法第 4 4 条に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む。以下「過疎地域」という。）において乗合タクシー事業者との雇用契約に基づき、区域運行型の運送サービス（路線を定めず、利用者の需要に応じた乗合運送を行う形態をいう。以下「区域運行サービス」という。）を提供する者（以下「契約運転者」という。）が、その使用権原を有する自家用自動車を使用して行う有償運送（以下「自家用自動車有償運送」という。）に係る道路運送法第 7 8 条第 3 号に基づく許可に関する取扱いを定めることとする。

2. 概要

- (1) 許可申請手続は、契約運転者と雇用契約を締結した乗合タクシー事業者（以下「契約事業者」という。）から所定の様式を管轄の運輸支局長（運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。）あてに代理申請させるものとする。なお、複数の申請を行う場合にあっては、契約事業者から一括代理申請させるものとする。
- (2) 自家用自動車有償運送の許可基準は、以下のとおりとする。
 - ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会（以下「協議会」という。）又は道路運送法施行規則（昭和 26 年省令第 75 号。以下「施行規則」という。）に基づく地域公共交通会議（以下「地域公共交通会議」という。）において、契約事業者により必要な旅客輸送の確保が困難な区域が過疎地域内に存在する旨の協議が調っていること。
 - ・ 協議が調った区域において、自家用自動車有償運送による区域運行サービスを行うものであること。
 - ・ 契約事業者の責任において、自家用自動車有償運送の許可を受けた自家用自動車（以下「有償運送車両」という。）について、次に掲げる輸送の安全の確保に

係る措置が適切に行われているものであること。

- ① 運行管理を行う体制が整備されていること
- ② 運行管理の指揮命令系統が明確であること
- ③ 乗車定員 10 人以下の一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車及び有償運送車両の合計数が 5 両以上の運行を管理する営業所ごとに、当該合計数を 40 で除して得た数（1 未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）に 1 を加算して得た数以上の有資格の運行管理者が選任されていること。
- ④ 乗車定員 11 人以上の一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車及び有償運送車両の運行を管理する営業所ごとに、当該合計数を 40 で除して得た数（1 未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）に 1 を加算して得た数以上の有資格の運行管理者が選任されていること。
- ⑤ 事故防止についての教育及び指導体制が整備されていること。
- ⑥ 事故時の処理、連絡体制及び責任体制等が整備されていること。
- ⑦ 車両についての整備管理体制が整備されていること。

- ・ 有償運送車両の数は、契約事業者が契約運転者を運行管理する営業所における一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行を行うものに限る。）の用に供する事業用自動車の車両数を超えないものであること。
- ・ 有償運送車両について、対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又は加入する具体的な計画があること。
- ・ 有償運送許可申請者は、以下のいずれかの基準により、十分な能力及び経験を有していると認められること。
 - ① 第 2 種運転免許を保有し、申請日前 2 年間に於いて無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと。
 - ② 第 1 種運転免許を保有し、申請日前 2 年間に於いて無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けておらず、さらに、道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第 51 条の 16 第 1 項第 1 号に規定する国土交通大臣が認定する講習を修了し、又は修了する具体的な計画があること（施行規則第 51 条の 16 第 1 項第 2 号に規定する要件を備えている場合又は当該要件を具備する具体的な計画がある場合を含む。）。
- ・ 運賃及び料金が以下のいずれかの方法により設定されていること。
 - ① 契約事業者が道路運送法第 9 条第 5 項に基づき届け出る方法
 - ② 協議会又は地域公共交通会議における協議により運賃及び料金を調える方法
- ・ 有償運送車両には、「有償運送車両」又は「78 条許可車両」の文字を同車両の側面両側外部に見やすいように表示すること。
- ・ 有償運送車両内には、利用者から収受する運賃及び料金を掲示すること。

(3) 自家用自動車有償運送の許可に付す条件については以下のとおりとする。

- ・ 許可に基づく有償運送は、契約事業者の指示により行われるものであること。
- ・ 契約事業者の名称及び有償運送車両の自動車登録番号（軽自動車の場合は車両番

号) について利用者に見やすいように車内に表示すること。

- ・ 有償運送に係る区域は、協議が調った区域に限られること。
- ・ 契約事業者と契約運転者の雇用契約が無効になった場合には、当該許可書を返納すること。
- ・ 契約運転者が次に該当することとなった場合には、契約事業者は運輸支局長に対して契約運転者に代わり遅滞なく届出を行うこと。
 - ①氏名又は住所を変更したとき。
 - ②使用車両を変更したとき。
 - ③自家用自動車有償運送を廃止したとき。
- ・ 上記の条件に違反した事実が判明した場合に、許可を取り消すことがあること。

(4) 自家用自動車有償運送の許可に付す期限は、5年間とする。

(5) 許可の取扱いにおける留意点

- ・ 許可に基づく有償運送に係る運送契約は利用者と契約事業者との間で締結するため、契約事業者が運送責任を負うこと。
- ・ 許可に基づく有償運送に係る対価については、利用者と契約事業者の間の運送契約に基づき支払いが行われるものであること。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行： 令和5年10月

「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について

(概要)

令和 5 年 9 月
国土交通省自動車局

1. 背景

地域の住民・来訪者の移動手段の確保に当たって、一般旅客自動車運送事業者による交通サービスの提供が困難である場合等においては、最終的な交通手段として自家用有償旅客運送の導入が円滑に図られることが重要である。

他方、自家用有償旅客運送の導入に当たっては、当該地域が「交通空白地」であることについて地域公共交通会議等において協議を調えることが必要であるが、「交通空白地」の参考となる目安がなく協議が難航する場合がある。

また、自家用有償旅客運送の登録有効期間は原則 2 年であるが、更新の度に地域公共交通会議等における協議を調える必要があり、自家用有償旅客運送者にとって過度な負担となっている場合がある。

今般、「ラストワンマイル・モビリティ／自動車 DX・GX に関する検討会」において、「交通空白地」に係る参考となる目安を示すほか、一定の安全性が担保されている自家用有償旅客運送者の協議手続の簡素化を通じた更新登録手続負担の軽減を図るべきとの提言がなされたことを踏まえ、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成 18 年 9 月 5 日付け国自旅第 161 号）について、所要の改正を行う。

2. 概要

(1) 地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について

地域公共交通会議及び運営協議会において地域旅客運送サービスのあり方を検討するに当たっては、以下の基本的な考え方を会議等の出席者が共有した上で協議を進める必要がある旨明示することとする。

- ① 地域旅客運送サービスの安全性及び継続性の観点から、旅客自動車運送事業者による路線定期運行、路線不定期運行、区域運行や乗用輸送サービスを組み合わせ、利便性及び効率性のバランスの取れた公共交通ネットワークの構築を第一に検討すること。なお、旅客運送に関して高い知見を有する旅客運送事業者は、持続可能な地域旅客運送サービスの確保に向けて、積極的な提案や協議への参画すること。
- ② ①の考えに基づいて検討を行ってもなお、地域旅客運送サービスが十分に確保されない場合には、これを補完するものとして、自家用有償旅客運送を組み合わせ、地域住民や来訪者の移動手段を確保していくことが可能であること。

(2)「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」について

- ①「交通空白地」に係る参考となる目安として、「半径1キロメートル以内にバスの停留所及び鉄軌道駅が存しない地域であって、タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域」を明示し、同地域については、少なくとも交通空白地有償運送の必要性が認められることとする。
- ②道路運送法第79条の5第1号イからハまでのいずれにも該当し、一定の安全性が担保されている自家用有償旅客運送者の更新登録申請に伴う協議については、意見公募形式（会議等の構成員から当該更新に係る意見を募集し、一定期間異議がない場合には当該更新登録に係る協議が調ったものとみなす協議形式をいう。）による協議を行うことができることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行： 令和5年10月

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」の一部改正について (概要)

令和 5 年 9 月
国土交通省自動車局

1. 背景

地域の住民・来訪者の移動手段の確保に当たって、一般旅客自動車運送事業者による交通サービスの提供が困難である場合等においては、最終的な交通手段として自家用有償旅客運送を組み合わせることで移動手段を確保していくことが可能である。

営利事業ではない自家用有償旅客運送の運送の対価の目安は、「当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね 1/2 の範囲内であること」とされているが、この目安に従った対価では、安全確保のために必要な費用、利用者利便を向上させるための費用、運転手の人件費などの必要費用を賄うことができず、持続的な運営をすることが困難な場合がある。

今般、「ラストワンマイル・モビリティ／自動車 DX・GX に関する検討会」において、従来の目安を廃止し、「実費を適切に収受できるように目安を新たに設定」すべきとの提言がなされたことを踏まえ、「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成 18 年国自旅 144 号）について、所要の改正を行う。

2. 概要

自家用有償旅客運送者が、旅客から収受する対価の水準として、以下の基準を明示することとする。

当該地域において同一旅客をタクシーが運送した場合の総原価からタクシー固有の費用及び適正利潤を差し引いた額として地方運輸局及び沖縄総合事務局が公示、インターネットその他の適切な方法により公表するものの範囲内であること

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行： 令和 5 年 10 月